

ふるさと納税制度への対応方針

平成20年2月15日
山梨県

1 趣旨

現在、地方税法等の改正案が国会で審議されている。

この中で、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄付金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みとして、いわゆる「ふるさと納税制度」が実現する見込みである。

改正案では、寄付先は、出身地や過去の居住地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選べる見込みである。このため「故郷への恩返し」という面と好きな地域を応援する「自治体サポート制度」という側面も持つ制度となる。

本県としては、山梨県を応援したいという方々の思いに応えられるよう万全の用意をするとともに、この制度を有効に活用する中で、山梨ファンを増やし、ひいては歳入を増やす取り組みが必要である。

このため、本県の魅力や「暮らしやすさ日本一」の実現に向けた施策をアピールし、より多くの寄付金を集めるため以下の取り組みを行う。

2 基本的な対応方針

(1) 寄付金の募集方法

より多くの寄付を獲得するためには、他の自治体との差別化が必要である。本県の独自性や特徴を生かした用途をアピールすることで、寄付の動機付け、寄付意欲の向上を図ることとする。

本県らしさという視点から、また、生まれ育ったふるさとに恩返しをしたいという思いに応えるという視点から次の3コースを用意し、寄付者が選択できる方式をとる。

寄付者が特に用途を特定しない場合は、一般財源として活用することとする。

「ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み」

寄付金充当予定事業

・造林費

- ・環境公益林整備支援事業費
- ・水源地域緊急整備事業費

「富士山の保全、環境美化に関する取り組み」

寄付金充当予定事業

- ・富士山総合保全対策推進事業費(富士山クリーン作戦、山小屋トイレの管理、不法投棄防止対策 等)
- ・富士山世界文化遺産登録推進事業費
- ・富士山の文化財保存管理事業費

「ふるさとの青少年育成に関する取り組み」

寄付金充当予定事業

- ・スポーツ施設整備費
- ・美術館事業費(開館30周年記念事業、特別展開催、教育普及事業 等)
- ・博物館事業費(企画展開催、夏休み自由研究プロジェクト 等)
- ・V F 甲府への支援

(2) 寄付金の納付方法

通常の寄付金納付の方法に加え、寄付者が簡便に申し込み手続き、送金ができるように県HPを使った簡易な手続き方法を用意する。

県HPのトップページに「ふるさと応援サイト(ふるさと納税)」を新設

「ふるさと応援サイト」から電子申請システムにリンク

電子申請により寄付の申し込み完了

県：納付書送付 寄付者：納付

(3) ふるさと納税制度の周知方法

当面の対応(H 2 0 年 2 ~ 3 月)

ふるさと納税制度に関する各種様式等、詳細な制度設計は、3月の法改正、その後の政省令の公布を待たなければならないが、事前情報を基に成立前にも次の周知活動を行い成立時に円滑に対応できるようにする。

ア) 県HPに「ふるさと応援サイト」を新設

- ・県HPのトップページに「ふるさと応援サイト」を新設(2月15日~)
- ・寄付金募集予定施策の紹介、ふるさと納税制度の仕組み、寄付方法等の予告を掲載

政省令公布時には、電子申請とリンクさせ、申請手続きができるよう順次バージョンアップさせる。

- イ) 職員ポータルに「ふるさと納税制度の紹介」を掲載(2月~)
 - ・県HPへのリンク、掲示板の活用等によって職員への周知を行う。
- ウ) 封筒、名刺等の印刷の際、「ふるさと応援サイト周知文」を併せて印刷(2月~)
 - ・今後、印刷する県封筒、名刺等、できるだけ多くの印刷物に「ふるさと応援コーナー周知文」を併せて印刷するよう全庁に呼びかける。
- エ) 既存の広報事業・媒体の活用
 - ・ふれあい、広報番組等

平成20年度の対応

県HPによって広く全国に本県の取り組みを周知するとともに、ふるさと納税制度の成立後は、寄付金目的に関連する方や本県ゆかりの方に対して効果的な周知活動を行う。

想定される対象者

- ・やまなし大使(470人)
- ・東京都人会連合会の会員(約2万人、役員260人)
- ・大阪県人会の会員(216人)
- ・愛知県人会の会員(154人)
- ・八ヶ岳南麓等の二地域居住者(モニター50人)
- ・富士登山者
- ・美術館、博物館への来館者 等

周知活動例

- ア) 上記対象者に「ふるさと納税制度」資料配付
- イ) 富士山関連施設、美術館、博物館への資料配置 等

3 ふるさと納税制度の所管課

ふるさと納税制度が寄付者にとって利用しやすく、ワンストップサービスになるよう配慮する。

総合窓口を知事政策室とする。

- ・寄付金受付窓口
- ・県HPサイトの運営・管理(制度周知、活用結果の全体説明))

問い合わせ先

知事政策室(政策推進担当) 内線1017